

## 第7期 第9回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年4月8日（木） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第31号	農地法第3条の許可申請について	(7件)
議案第32号	農地法第5条第1項の許可申請について	(4件)
議案第33号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(4件)
議案第34号	農用地利用集積計画書について	(1件)
議案第35号	農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定及び「農地利用配分計画（素案）」への意見について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の会議に先立ちまして、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。只今の委員のお出席は19名中16名、4番 ○○ 委員さん、14番 ○○ 委員さんの2名より欠席のご連絡をいただいております。なお、6番 ○○さんの到着が遅れておりますが、過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。春爛漫なこの時期で麦の収穫も迫っておりますが、愛媛県におきましては、新型コロナウイルスの罹患者が多数でおります。先日行われた知事の会見におきましても、非常に厳しい見方がされております。今後、農業委員会総会の開催についても、何らかの方策を考えなくてはならないと事務局とも話しているところであります。新しい年度が始まり、人の異動もありますが、昨年度よりそれぞれの地域において、人・農地プランの見直しを進めております。しかしながら、あまり時間がありません。5年後を見据えた場合、特に中山間部においては、非常に厳しいものがあります。我々の奥松瀬川の地域でも何人かの担い手を作ってきた訳ではありますが、団塊の世代が皆リタイアをするとすると、担い手の荷が重すぎるのではないかと感じております。これをどう打破していくかが、今年度の農業委員会の一つの重要なテーマになってくるんじゃないかと思っております。こういう時期ですから、農地利用最適化推進委員さんとの合同会議もなかなか出来ませんし、懇親会といった場も我々が着任してから設けておりませんが、是非コロナに気を付けながら、地域での話し合いを進めて行ってもらえたらと思います。

それでは、只今から第9回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、2番 ○○委員さん、3番 ○○委員さん、よろしく申し上げます。それでは、今年度につきましては、4月に人事異動がありましたので、専決事項の人事異動について報告いたします。専決第1号東温市農業委員会職員の任免について、次のとおり専決処分する。令和3年4月1日 東温市農業委員会 会長 ○○ ○○ 東温市市長部局に出向を命ずる 職員 ○○ ○○。東温市農業委員会事務局職員に任命する。 農業委員会事務局勤務を命ずる。農地係長を命ずる ○○ ○○。農地係長の兼職を解く ○○ ○○。以上でございます。それでは、新人の○○係長から一言あいさつをお願いします。（○○係長あいさつ）

早速ですけれども、議案審議。本日は16件あります。出来るだけスムーズに進めたらと思いますので、ご協力をお願いします。それでは、事務局をお願いします。

### ○事務局

議案第31号、農地法第3条の許可申請についてということで、1番 譲渡人 東温市○○ ○○番地○ ○○さん。譲受人 東温市○○ ○○番地○ ○○さん。土地は、

〇〇 〇〇番地〇、田、83㎡、同所同字〇〇番〇、田、1,057㎡、同所同字〇〇番〇、田、303㎡、合計3筆で1,443㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稲です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機を保有しております。労働力は、本人、常時1人です。耕作面積は5,580㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

〇議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

〇委員 〇〇委員

説明します。場所は国道494号線〇〇集落から〇〇集落に入ったところの、道下になります。以前から、譲渡人と譲受人の間では、売買をするという約束が出来ていたようで、この度譲受人が正式に売買の申し込みをしたということでもあります。ご審議をよろしくをお願いします。

〇議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

〇事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地、田、400㎡、同所同字〇〇番〇、田、677㎡、同所同字280番3、田、173㎡、合計3筆で、合計面積は1,250㎡です。権利内容は売買です。作付作物は、甘草、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、草刈機を所有しており、トラクター、マルチャー、軽トラは借受を行います。労働力は本人、常時1人と臨時で妻1人です。耕作面積は3,183㎡。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということです。なお、譲受人の〇〇さんにつきましては、東温市では新規就農ということで、3月25日9時から〇〇委員さんにもご同席いただきまして、面接を実施しております。別紙1の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の該当の有無について確認をしております。第1号ですが、確認結果といたしまして、必要な知識や技術については、甘草の取引会社が指導、助言を行う。農機具については草刈機を所有しており、トラクター、マルチャー軽トラを借りて耕作する。第2

号ですが、該当ありません。第3号ですが、該当ありません。第4号ですが、兼業農家として常時本人1人と、臨時で妻が行います。第5号、下限面積制限ですが、松前町で3, 183㎡を所有、東温市で1, 250㎡を申請しており、合計4, 433㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号ですが、該当ありません。第7号ですが、地元農家の指導助言に従い耕作を行っていきます。また、農道、水路等の維持管理作業を行い、地域における農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加するとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明させていただきます。地図5ページをご覧ください。県道森松重信線の○○交差点よりも西になりますが、そこから南側にあります。○○さん（譲受人）は現在、建設業をされていますが、この甘草という作物は、医療用とか甘味料とかそういった用途で使われるものだそうで、作物を植えてからは5年間くらい一切消毒など何もしないということで、あとは、マルチから生えて来る草の除草をする。全て人の手で除草するという作業だけになるそうです。それから、現在○○さん（譲受人）は団地にお住まいなんですけれども、この農地の中に○○さん（譲渡人）の居宅があり、この居宅を農地と共に購入されまして、ここに新しく家を建てて越してこられるそうです。なので、農地に目も行き届くということで、農業を始められるそうです。そして、○○さんと言われる方が、取引先の社長さんであり、その方がもう長年甘草の耕作をやってこられており、中国の輸入ばかりで国産の物がなにもないということで始められておりまして、この方からの指導・助言、あるいは、甘草の苗についてもそちらから受けて、出来上がった甘草については、松前町の工場の方で加工するそうです。以上のような事で、周辺の一般住宅等への支障はないと判断しました。また、農道・水路の維持管理につきまして、地元で協力して貰えるということでもあります。よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからご説明いただいたんですが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

○委員 ○○委員

下限面積というのは、市外の農地を保有しておれば、そこがどこであっても保有面積として算入するのか。

○事務局

営農可能な範囲かどうかで判断される。今回の案件では、松前町で農地を保有されてい

て、東温市で就農されるということなので、営農可能な範囲であり経営面積とみなされる。経営できるかが一つの判断要素になると思います。

○議長（会長）

このことについては、一定の基準というものはない。通作距離、通って作物を作付できるかということがあり、以前は、松山市に農地を持っていても不許可になった事例もあった。ただそれは、もう20年も30年も前のことであり、現在は、通作距離も拡大している状況もあり、事務局でまずは判断をしている。

他にございませんか。

○委員 ○○委員

建設業の方というのは、他業種でもあり、少し神経質にならざるを得ないんですけども、この方は現在も松前町で甘草を作っていますか。

○委員 ○○委員

松前町の方で始められて、そして、東温市でも始められるということですが、土地を選定する際には、除草剤を使っているのか、水稻を植えていたのかなど調べた上で、そういった場合は、甘草を植えられないので、慎重に選定しているそうです。また、建設業と言っても自営であり、農業にかかる時間はとれるそうです。

○議長（会長）

他にございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番、4番について借受人が同一になっておりますので、一括して審議したと思います。事務局より説明願います。

○事務局

3番 貸付人 東温市○○ ○○番地○ ○○さん。借受人 東温市○○ ○○番地○ ○○さん。土地は、○○ ○○番地○、畑、325㎡、です。権利内容は使用貸借権の設定3年です。作付作物は水稻、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、軽トラック、草刈機を所有しており、コンバイン、田植機を借受けるということになっております。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、つづきまして、4番 貸付人 東温市○○ ○○番地○ ○○さん。借受人 東温市○○ ○○番地○ ○○さん。土地は、○○ ○○番地○、田、1,037㎡、同所同字○○番○、田、1,257㎡、同所同字○○番○、田、854㎡、○○ ○○番地○、田、341㎡、同所同字○○ ○○番地○、畑、366㎡ 合計5筆、合計面積は3,855㎡です。権利内容は使用貸借権の設定3年です。以下3番と同じであるため、省略させていただきます。

〇〇さん（譲受人）につきましては、東温市では新規就農という事で、別紙1 3ページをご覧ください。3月24日9時から〇〇委員さん、〇〇委員さんにご同席いただきまして、面接を実施しております。農地法第3条第2項の該当の有無について確認をしております。第1号ですが、確認結果といたしまして、季節野菜等の栽培の経験があり必要な知識や技術は習得済みである。農機具については現在、トラクター、耕うん機、草刈機、軽トラックを所有しており、今後、必要に応じて、新たに農機具の購入も考えている。第2号ですが、該当ありません。第3号ですが、該当ありません。第4号ですが、専業農家として、常時本人と妻が行います。第5号、下限面積制限ですが、田：3,489㎡、畑：691㎡、合計4,180㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号ですが、該当ありません。第7号ですが、地元農家やJAの指導、助言に従いながら耕作を行っていく。また、農道、水路等の維持管理作業を行い、地域における農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加するとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、〇〇委員さんですので、まず〇〇委員さんの方から説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

この〇〇さん（譲渡人）と〇〇さん（譲受人）（3番案件）は東温市の北方下海上の方で小さい時からの知り合いです。畑をさせてもらいたいとのことで、当人立ち合いのもと現場にも行ってきました。熱心に作っておられたので、これなら何も問題無いと思っております。審議をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さん（譲渡人）と〇〇さん（譲受人）（4番案件）との関係でございますけれども、〇〇さん（譲受人）の奥さんが、〇〇さん（譲渡人）の妹さんということで親戚関係にあります。昨年、〇〇さん（譲渡人）が病気をして、状況が悪いという事で、〇〇さん（譲受人）が農業を手伝いたいということで農地を借り受けることになったとのことです。現地の方も確認しましたがけれども、農地として耕作しておりますので、問題ないと思われま。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見をお伺いしたらと思います。何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番、6番について事務局より説明願います。

○事務局

5番 貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、610㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、田、711㎡、同所同字〇〇番〇、田、760㎡ 合計3筆で、合計面積は2,081㎡です。権利内容は、使用貸借設定5年です。作付作物は里芋、ブロッコリーです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺り機、移植機を借り受ける予定です。労働力は、本人、父、母の常時3人です。耕作面積はありません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、つづいて6番。貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、1,589㎡、同所同字〇〇 〇〇番地〇、田、677㎡ 合計2筆で、合計面積は2,266㎡です。権利内容は、使用貸借設定5年です。以下5番と同じであるため省略します。〇〇さん（譲受人）につきましては、東温市では新規就農という事で、別紙1 5ページをご覧ください。3月24日10時から〇〇委員さんにご同席いただきまして、面接を実施しております。農地法第3条第2項の該当の有無について確認をしております。第1号ですが、確認結果といたしまして、両親が農業を営んでおり、認定農業者である父から指導、助言を受けながら必要な知識、技術を習得していく。農機具については、コンバイン、トラクター、乾燥機、糞摺り機、草刈機、里芋畝立機、管理機、移植機、動噴器を家族と共有し、使用する。第2号ですが、該当ありません。第3号ですが、該当ありません。第4号ですが、兼業農家として、常時本人、父、母の3人が行います。第5号、下限面積制限ですが、田：4,347㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号ですが、該当ありません。第7号ですが、地元農家やJAの指導、助言に従いながら耕作を行っていく。また、農道、水路等の維持管理作業を行い、地域における農業の維持発展に関する話し合い活動等に参加するとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

5番、6番の貸付人である〇〇さんと〇〇さんのご夫婦であります。そして、〇〇さん（譲受人）は二人の息子さんです。息子さんは、現在勤務しておりますが、母親が体が弱いということで兼業によりいまから農業を手伝って、将来経営移譲を受けるとのことです。父親の〇〇さんにつきましては、農地利用最適化推進委員をしておられ、認定農業者でもあります。技術的なものは、十分達成していると思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。

○委員 〇〇委員

〇〇さん（譲受人）は新規就農の補助金を受けられる対象の方ですか。

○委員 〇〇委員

現在勤務をしておられ、兼業でやっていくため対象ではありません。

○委員 〇〇委員

親子だったら、そのままでも良いのではないかと思うが。

○事務局

将来相続するという事も考えられ、今回使用貸借で申請することの事情は分からないが、今回は新規就農の案件であり、特段問題はない。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思います、何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番について事務局より説明願います。

○事務局

7番 土地所有者 松山市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。権利者 松山市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。売電業を営んでいます。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、1192㎡です。権利内容は、地上権設定です。設定目的は営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行います。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、このことについて補足させていただきますと、後ほどご説明します第5条許可申請の案件の中で、有限会社〇〇さんが太陽光発電設備を設置するという申請が出てきております。太陽光発電設備を設置するために、区分地上権を設定することとなります。営農型太陽光発電設備を農地に設置しながら、営農を適切につづけるため、上空の空間に地上権を設定します。

国からの通達に基づきまして、設置者と営農者が異なる場合には、農地法第5条と区分地上権を設定する法第3条許可申請を同時に行うことになっております。

本申請につきましては、通常の貸借や所有権移転にかかる農地法第3条の許可申請とは異なり、農地法第3条第2項の各号の下限面積等の基準を満たす必要がなくとも良いこととなっております。周辺農地への影響につきましては、本申請が区分地上権の設定に限られるため、ないものと考えられます。以上です。

○議長（会長）

只今事務局から説明を受けたわけですが、この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

ご説明いたします。9ページをご覧ください。場所は国道494号線東谷小学校から約500mほど東になります。対象地の北側にも所有者である〇〇氏が自ら太陽光発電設備を設置するという事で、転用の承認を頂いております。今回の申請については、有限会社〇〇の取締役 〇〇さんは、〇〇さん（土地所有者）の姪であり、売電業を営んでおります。5条の許可をいただき、有限会社〇〇の方で、太陽光発電設備を設置したいということでもあります。場所的には、非常に景色の良い所であり、景観上は好ましくはないのですが、下でシキミを作るという事で、既に取り組んでおられますので、まずは3年設置するという事で了解しております。そのようなことで支障がないものと思われまますので、ご審議お願いします。

○議長（会長）

只今〇〇委員さんからご説明いただきましたが、皆さんから何かご意見ございませんでしょうか。

○委員 〇〇委員

区分地上権の設定は何年になっているのか。

○事務局

8番で出てきます、一時転用の期間である3年と同じ期間を設定することになっている。

○議長（会長）

他にございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第32号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

8番 土地所有者 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。権利者 松山市〇〇 〇〇番地〇 有限会社〇〇 取締役〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、1192㎡で、7番と同じです。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第1種農地です。農用地区域は農用地区域外。転用目的は営農型太陽光発電設備の設置で、権利内容は使用貸借権設定です。開発許可不要です。以上です。

○議長（会長）

8番の案件につきましては、7番と一緒に事務局及び地元〇〇委員さんの説明は終わっております。皆さんから何かご意見ございませんでしょうか。

○委員 〇〇委員

8番の議案をみると、一時転用（3年）とあり、さきほど〇〇委員さんから説明していただいたように下にシキミを植えるという事でありましたが、もうちょっと長い期間転用するのではないかと思います、3年というのは決まっているのですか。

○事務局

一時転用の許可年数は、3年間と決まっており、3年が来たら更新することになっています。更新の際には、再度農業委員会にお諮りすることになっています。

○議長（会長）

他にございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番について、事務局より説明願います。

○事務局

9番 貸付人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん、〇〇さん、持分2分の1ずつです。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、184㎡、同所同字〇〇番〇、田、10㎡、合計2筆で、合計面積が194㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は鉄道の駅からおおむね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅で、権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要です。令和2年9月10日に開催されました第2回委員会で除外意見を決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、先程の説明のとおり、第2回の委員会で除外意見の決定をしております。その後のことについて、地元、〇〇委員さんから報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

10番の関連する土地における農業用倉庫の用途区分変更の話も整い、問題は無いかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたらと思いますが、何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第33号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第33号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてということで、用途区分の変更です。農用地から農業用施設用地への変更です。農用地からは除外されません。また、分筆登記は不要でございます。10番 所有者、申出者、共に 東温市見奈良626番地5 ○○さん。土地は、○○ ○○番地○、田、149㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地で、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地という理由から、農用地区域内農地と判断されます。転用目的は農業用施設用地で農業用倉庫を建てるということです。開発許可は不要。転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、先程地元○○委員さんにご説明いただいております。何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第34号、農用地利用集積計画書について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和3年度第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

今回は4月20日開始分です。申し出件数は208件、面積は559,100㎡。

その内、期間借地は10件、面積は21,078㎡となっています。

貸し手は195名、借り手は109名です。期間は、1年から10年となっています。中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外10種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値100,000円、最安値2,400円です。現物では、最高300kg、最低9kgとなっております。

地目別は、田 554,420㎡、畑 4,680㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたらと思います。

○委員 ○○委員

現金での最高値100,000円とありますが、どのようなものを作付しているのですか。

○事務局

アセロラとか特殊な果樹を○○さん（法人）が作付しておりますが、通常よりも大分高値になっています。

○委員 ○○委員

貸借金の平均値はどうなっているのか。

○事務局

利用集積の3回の平均を年末に集計して、ホームページに公表することとしております。

○議長（会長）

他に何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第35号、農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定及び「農地利用配分計画（素案）」への意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

この事業は、農地中間管理機構が土地所有者と借受者との間に入って作付を行う事業であり、要件を満たす場合、国から県を通じて協力金がでる仕組みとなっておりますが、今回は協力金は発生しない案件となります。

機構は、農地の借り受けを行うにあたり、市が作成する農地利用集積計画の決定の公告写しが必要とされております。また、機構が農地利用配分計画を作成するに当たり、市に素案の作成を求められるとされており、その際に、農業委員会の意見を求めることとなっております。今回、次の方から農地の貸借を行いたいと申し入れがありましたので、審査をお願いしたいと思います。1番：○○さん、2番：○○さんの農地を○○さんに貸し付けます。2ページに集積計画、3ページに配分計画があります。場所は、東温市見奈良字廣坪518番3、田、1、159㎡、同所同字524番1、田、1、125㎡で4ページに地図がございます。つづいて、3番：○○さんの農地を○○さんに貸し付けます。5ページに集積計画、6ページに配分計画があります。場所は、東温市○○字○○ ○○番○、田、1、434㎡、同所同字○○番○、田、530㎡、同所同字○○番○、田、931㎡で7ページに地図がございます。つづいて、次の方から農地の借受者の変更を行いたいとの申出がありましたので、審査をお願いします。1番：○○さんから○○さんへ借受者を

変更します。8ページに配分計画があります。場所は、東温市同所同字〇〇番〇、田、653㎡、同所同字〇〇番〇、田、1,913㎡、同所同字〇〇番〇、田、608㎡、同所同字〇〇番〇、田、1,710㎡、同所同字〇〇番〇、田、1,818㎡で、9ページに位置図があります。つづきまして、2番：〇〇さんから〇〇さんに借受者を変更します。〇〇さんが借受していた農地の内、東温市同所同字〇〇番〇、田、1,322㎡、同所同字〇〇番〇、779㎡については、〇〇さんが引き続き耕作します。〇〇 〇〇番地〇、田、1,463㎡につきましては、〇〇さんが借受を行います。今回は、借受者に対する農地の内訳が変更になるため、10ページのとおり、〇〇さんと中間管理機構の間で、賃貸借の解約を行っております。11ページ及び12ページに配分計画を掲載しております。場所については、13ページにあるとおりです。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

○委員 〇〇委員

1ページの農地の借受人の変更についてですが、この手続きについては、事務局が行っているのか。それとも、本人からの話があって、事務局がお手伝いをしているのか。

○事務局

現状では、どちらかからのご相談があった後に、その手続きに必要な書類を渡している。

○委員 〇〇委員

もし、借受人が変更があった場合に、何も手続きをとらないで放っておいた場合に何か不都合が生じるのか。

○事務局

相談がない場合には、分からないという事も有り得る。しかし、相談があった場合は、手伝いさせていただくということです。

○委員 〇〇委員

中間管理機構への貸付期間の10年のうちに、借受人の変更は可能か。

○事務局

特に多いのは、借受者の都合が悪くなったとか、病気になったとかいう理由で変更になることがあります。確かに、10年間という長い期間なので、途中で事情変更は起こり得るものと認識している。案件によっては、協力金もあったりするので、解約してしまうと、協力金を返還しないといけなくなる事案もあるので、中間管理権の設定まではそのまま、機構から作り手への貸付の変更をするということであれば、協力金の返還は発生しない。そのやり方を機構に教えてもらいながら行っている。

○委員 ○○委員

今回の事案については、協力金の返還は発生しないのか。

○事務局

今回の事案については返還は発生しません。農業をしていた人が、離農するタイミングで農地の貸し借りをを行い、自分が耕作する農地を1反未満にまで抑えて、その他の農地を担い手の方に機構を通じて貸し借りをされると要件を満たして、協力金の対象になる。

なお、協力金の制度については、今年度で終了する予定です。

○議長（会長）

今後も農地の貸借というのは増えて来る。今回の審議案件にあっても、農地法第3条、利用権設定、中間管理機構への貸付と3種類の方法がある。農業委員として相談を受けた場合は、将来の見通し、補助金等様々な事を勘案して、取り組んで頂きたいと思いません。

他に何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の拍手を求めます。

（ 全員拍手 ）

全員拍手で、承認いたします。

本日の議案審議については、16件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は5月10日となっており、農地利用適正化推進委員さんとの合同会を開きたいと考えているのですが、コロナの影響を見ながら、合同会の開催が可能かどうか、今後判断したらと考えております。

以上で第9回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。